

人名用漢字と国語施策との関係について

1 当用漢字表（昭和 21・11・16 内閣告示・訓令）

- (1) 「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したもの」として 1,850 字を掲げる。
 - (2) 「固有名詞については、法規上その他に關係するところが大きいので、別に考えることとした。」として人名・地名を対象外とした。(注)
- (注) 当用漢字表制定時に発表された当局談では、「固有名詞の漢字については、法規上からも国民感情の上からも、重大な問題でありますので、この表から切り離して、別に考えることにしました。しかしながら、これから新しくつける子女の名まえや、官庁・会社等の名称は、なるべくこの表によられることが望ましいのです。」とされている。

2 戸籍法第 50 条（昭和 22・12・22 公布、昭和 23・1・1 施行）

- (1) 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。
- ② 常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。

3 戸籍法施行規則第 60 条（昭和 22・12・29 司法省令）

- (1) 戸籍法第 50 条第 2 項の常用平易な文字は、左に掲げるものとする。
 - 1 昭和 21 年 11 月内閣告示第 32 号当用漢字表に掲げる漢字
 - 2 片かな又は平がな（変体がなを除く）

4 人名用漢字別表（昭和 26・5・25 内閣告示・訓令）

- (1) 国語審議会「固有名詞部会」で検討され、国語審議会会长から、文部大臣及び法務総裁に建議されたもの。92 字の漢字（→『国語審議会答申・建議集』 p 342 及び別紙 1）を掲げる。

(2) 上記建議の前文（昭和 26・5・14 国語審議会）

国語審議会は、漢字に関する根本政策に基き、人名に用いる漢字について、次のことを建議する。

子の名にはできるだけ常用平易な文字を用いることが理想である。その意味から子の名に用いる漢字は当用漢字によることが望ましい。しかしながら、子の名の文字には社会慣習や特殊事情もあるので、現在のところなお、当用漢字表以外に若干の漢字を用いるのはやむを得ないと考える。

国語審議会では、この見地から、従来人名に使われることの多かった漢字を資料として審議し、慎重に検討を加えた結果、別紙に掲げる程度の漢字は当用漢字表以外に人名に用いてもさしつかないと認めた。

この問題は国語政策に及ぼす影響がそこぶる大きいので、その点じゅうぶんに考慮し、善処されることを要望する。

5 人名用漢字追加表（昭和 51・7・30 内閣告示・訓令）

- (1) 法務省内の「人名用漢字問題懇談会」で人名用漢字 28 字（→『国語審議会答申・建議集』p 342）の追加を決めたが、従来の経緯を踏まえて、国語審議会の了承を得てから正式決定されたもの。（→同集 p 218～220 及び別紙 2）
- (2) 国語審議会会长から文化庁長官への回答（昭和 51・7・9）
国語審議会は、現在、当用漢字表等の改善について、その性格を制限的なものとしないとの方針で検討中であるが、今回、人名用漢字について、当面の追加措置が講じられることは、これを了承する。
(※上記の文書を付して、文化庁次長から法務省民事局長あてに回答。)

6 常用漢字表（昭和 56・10・1 内閣告示・訓令）

- (1) 「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」として当用漢字表に 95 字追加し、1,945 字の漢字を掲げる。
- (2) 「固有名詞を対象とするものではない」として、地名・人名は対象外とした。
- (3) 国語審議会答申「常用漢字表」前文の「人名用の漢字」（昭和 56・3・23）
固有名詞に用いる漢字のうち、子の名に用いる漢字については、当用漢字表に関連するところもあり、広く国語の問題にかかわるものとして従来国語審議会も関与してきたが、この問題は、戸籍法等の民事行政との結び付きが強いものであるから、今後は、人名用漢字別表の処置などを含めてその扱いを法務省にゆだねることとする。その際、常用漢字表の趣旨が十分参考にされることが望ましい。

7 その後の人名用漢字の追加（→『国語審議会答申・建議集』p 342 及び別紙 3）

- (1) 昭和 56 年 10 月 1 日 54 字の追加
(2) 平成 2 年 1 月 16 日 118 字の追加
(3) 平成 9 年 12 月 3 日 1 字（琉）追加
-
- (4) 平成 16 年 2 月 23 日 1 字（曾）追加
(5) 平成 16 年 6 月 7 日 1 字（獅）追加
(6) 平成 16 年 7 月 12 日 3 字（瀧、駕、毘）追加
- (7) 平成 16 年 9 月 27 日 488 字追加 + 205 字追加※
※ 205 字のうち、195 字は常用漢字の旧字体（廳(厅)、顯(顕)など）、
10 字は人名用漢字の旧字体（彌(弥)、祿(祿)など）
したがって、現在の人名用漢字の総数は、
290 字 + 488 字 + 205 字 の 計 983 字 となる。

【別紙 1】

を資料として審議し、慎重に検討を加えた結果、別紙に掲げる程度の漢字表は当用漢字表以外に人名に用いてもさしつかないと認めた。この問題は国語政策に及ぼす影響がそこぶる大きいので、その点じゅうごくに着目して、専門家されることを要望する。

卯弘楠睦鳶駒
匡庄桐甚艷馨
伊已桂瑞鳳須
嚴杉琢肇靖
亮尙朋玲聰鎌
亨寅暢猪惣錦
亦宏智爾綴酉
亥奈晋熊穰郁
圭嘉昌浩楨輔
互也哉敦毅祿
之乃敦欣裕蝶
也吾彥欣穀虎
互只弥礲鶴鹿
也呂悌欽檮鷺
也丑承欣磯鷄
也

人名漢字に関する声明書を發表した。

國民の読み書き能力を向上させ、教育を高めるためには、国語表記法の改革が必要である。その具体的方法として、漢字の整理とその使用の調整が求められる。また動かしがたい方向である。国語審議会は、最近問題に起つてゐる各種の言語についても、これを含めていよいよ改革すべきである。

と信するものである。

戸籍法において、子の名に用いる漢字が限定されるようになつたのは、昭和 22 年 12 月 22 日公布の戸籍法第 50 条に「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める」とし、同月 29 日公布的司法省令戸籍法施行規則第 60 条において、常

当用漢字表は政府の採択することとなり、昭和21年11月16日内閣訓令によって、実施の運びとなったのであるが、当時の国語審議会は、当用漢字の選定にあたって、固有名詞（特に地名・人名）に用いられる漢字について、法理上その他に関係するところが大きいので、別に考慮することとしたのである。しかしながら、これは主として既存の固有名詞についてのことであったが、これから新しくつけられる子の名や官厅・会社などの名前は、なるべく当用漢字表によることが望ましいという態度をとったのであった。戸籍法および同施行規則が制定されたのは、それから1年を経た後のことであって、この法令による処置は、国語政令の一つとしての当用漢字表制定の趣旨が学校教育においても、一般社会においても、すでに相当に理解され、かつ実践されている事実に即して、これを推進する目的

いたい子の名というものは、その社会性の上がらみて、常用平易な漢字を選んでつけることが、その子の将来のためであるということは、社会通情金として常識的に了解されることであろう。そして一般に漢字の読み書きの困難な点から、その整理を必要とする事情を考え合わせれば、子の名前に用いる漢字を当用漢字によることにしたことは、原則として国語政策の方に向に合致するものと言えよう。

ことになった。国語審議会においても、固有名詞部会の先議事項としてこの問題を取り上げ、從来人名に用いられた漢字を資料として審議し、慎重に検討を加えた結果、別紙に掲げる程度の漢字は当用漢字表以外に人名に用いてさしつかないと認めた。子の名の文字には、社会慣習や特殊事情もあるので、現在のところなお、当用漢字表以外に若干の漢字の使用はやむを得ないと考えるからである。

子の名に用いる漢字が社会慣習によるものであり、またそれには特殊な事情の存することも事実であるが、かりに子の名に用いる漢字が無制限に認められるとしても、学校における漢字教育が現在においても将来においても、學習上そこまで及ぼしにくい事情にあるとすれば、当用漢字の基準に従うことが、その子の幸福であることを知らなければならない。地名・人名の表記については、さらに一步を進めて、かながきたることが最も適当であるという提唱も、つとに行われている。これは読みみ方の不明確な地名・人名が社会生活に各種の不便を伴うからである。このことも今後研究すべきであろう。

国語審議会としては、社会一般が国語改善の重要性を認識し、国語の平易化に協力して、文化の民主化に寄与することを期待するとともに、人名の文字についても、その社会性を理解し、子の名に用いる漢字が良識をもって選定されることを企願するものである。

政府は、この建議を採択して、5月25日内閣訓令第1号をもって「人名用漢字別表」を制定公布し、同日内閣訓令第1号をもって政府部内各官庁に対して、この趣旨が国民一般に徹底するよう努めることを希望した。これに對し、法務省においても、同日法務府令第97号をもって戸籍法施行規則の一部を改正し、子どもの名まえに漢字を用いる場合は、当用漢字表1850字と人名用漢字別表92字との範囲内でつけることができるようにした。

話しことばの問題

《話しことばの部会》

〔部会長〕 輝 田 琴 次	〔部員〕 池 田 義 信	石 黒 修 治	緒 方 富 雄	〔部会員〕 河 竹 繁 後	佐々木 幸 丸	田 口 淑 三 郎
〔部会開催〕 第1回（昭和25.6.14）～第20回（昭和27.2.18）						
〔提出資料〕						
話1 用いたくない語の例						
話2 話しことば基本文型調査要領						
話3 話しことば基本文型						
話4 話しことば基本文型調査事項						
話5 話しことば整理の基本資料						
話6 話し方および音楽演奏のじょうぢづへたを「レベル統計機」により音電流回路で測定した結果						
話7 「です」「でした」「でしょう」の用法1						
話8 今までの審議について						
話9 「です」「でした」「でしょう」の用法2						
話10 話しことばに対する報告書						

部会では、まず話しことばの本質や範囲があいまいで、人によってみるところが異なるので、これを確定する必要を認め、暫定的に、「話しことばは、だれか、だれに、いつ、どこで、話しても、おかしくないことば」

字が暫定的なものであるという前提がなければ根拠がなくなるとあります。そのとおりだと思う。

また、あと適當な期間で新しい漢字表ができ、どのくらいの字数になるか分からぬが、極端なことを言えば、その字数がかなり増えた場合には人名用漢字表は要らなくなるかもしないということもある

国語審議会報告書 No.12	
昭和52年12月20日	印刷
昭和52年12月25日	発行
編集・発行 文化部国語課	理上必要である かるからな る御発言は、 ところを補充 漢字というもの したがって、法 は思っている。 東京都港区虎ノ門2-2-4 (562) 4411
印 刷 大 厥 省 印 刷 局	の「人名用漢字 表の結論が出る 私個人としては、現実的な要望であり、これぐらい増やしてもいい と思うが、恐らく、初めて御質に各委員は28字を積極的に否定する根拠もなければ、肯定する根拠もないと思う。人名用漢字問題懇談会に参加した者も窓口の要望であるということで、それを唯一の理由にして28字を選んだわけである。

結局、法務省としては手続上の問題になると思う。つまり、法務省への回答文書の表現の問題であると思う。

そこで、国語審議会として、この漢字を認めるというよりも、「人名用漢字問題懇談会で相当であるとの結論を得られたことを了承する。」ぐらいの返事を出すとしたら、法務省は困るのかどうか。そのあたりの表現の具合を伺いたい。

森岡委員 私も人名用漢字問題懇談会に名前を連ねた一人であるが、それに参加した時は、宇野委員の言われたように、一応国語審議会には報告するが、国語審議会と関係のないところで、戸籍法の省令改正によって人名用漢字を増やすことができるので、というふうに了解して漢字の選定が始まった。

市町村の戸籍の窓口で要望のあった280字ぐらいの漢字の中で、要望件数の多かったものから順に27字を探って、28番目、29番目、30番目の3字をやめて31番目の「翠」の字を別の理由で加えた。そういうことで大体件数の多かった順に選んだと考えていいのではないかと思

う。

その28字をもし認めるならば、窓口での8割前後のトラブルはなくなるであろうということであった。国民の要望というのは、少し大きさであるとしても、全国約3,400の窓口に寄せられた要望であるから、窓口のトラブルがそれによって大部分解消するという非常に現実的な要求からきているということは言えるかと思う。↓

そして、人名用漢字問題懇談会が終わってから、それを実際に行うためには、やはり昭和26年の場合と同様に内閣告示・訓令を出す必要があり、そのためには、そのために国語政策という観点からどうかということを加えて、国語審議会の意見を聞くことになったと聞いています。

私個人としては、現実的な要望であり、これぐらい増やしてもいいと思うが、恐らく、初めて御質に各委員は28字を積極的に否定する根拠もなければ、肯定する根拠もないと思う。人名用漢字問題懇談会に参加した者も窓口の要望であるということで、それを唯一の理由にして28字を選んだわけである。

結局、法務省としては手続上の問題になると思う。つまり、法務省への回答文書の表現の問題であると思う。

そこで、国語審議会として、この漢字を認めるというよりも、「人名用漢字問題懇談会で相当であるとの結論を得られたことを了承する。」ぐらいの返事を出すとしたら、法務省は困るのかどうか。そのあたりの表現の具合を伺いたい。

真田委員 先ほどから御意見を伺っていると、法務省民事局のやっている行政と国語審議会とのかわり合いがどうなっているのかという点について正確な御認識をお持ちになっているのかどうか、やや不安に感じるので、法務省の行政、特に人名用漢字の制限の問題と国語審議会との制度的なつながりについて説明しておきたいと思う。↓

私は内閣法制局の職員であって、法務省とは直接関係はないので、あらかじめ御了解願いたい。

昭和21年の「当用漢字表」は、国語審議会の建議に基づいて、内閣で一般国民に対して内閣告示を出し、別途各省庁全部にわたる政府職員に対して内閣訓令を出して1,850字が制限的なものであるということを決めたわけである。

内閣告示は法律ではないから、一般国民を縛るという性質のものではない。しかし、内閣訓令は内閣が行政の中心として各行政府に対して持っている指揮監督権の現れがあるので、政府職員はすべて1,850字の当用漢字に服さなければならぬということになる。

そこで、戸籍法施行規則に当用漢字が取り入れられ、人名用漢字についてはこの1,850字で実施していたわけであるが、それではいかにも制限が厳しくて困るという声が非常に強くなつたので、昭和26年に今の「人名用漢字別表」ができた。それと同時に戸籍法施行規則第60条の改正をして、子の名には「当用漢字表」の1,850字、「人名用漢字別表」の92字、片かな又は平がなを使ってよいというように改めたわけである。

その時には、法務省限りではできないわけで、国語審議会の建議に基づいて「人名用漢字別表」に閑する内閣告示・訓令を出したわけである。今回はその第2ラウンドが来たといふように御理解願えれば一番いいのではないかと思う。

今回、戸籍法施行規則限り、つまり法務省限りで28字の追加ができるかということについては、私が見るとところでは、法務大臣は一般には、省令は出せるが、この場合については、内閣訓令といふものが一応できるかと思う。

法務省が戸籍法施行規則の第60条の改正をして28字を追加するためには、内閣訓令で縛られているところをまず緩めておかなければならぬわけである。そこで内閣訓令を緩めることがまず前提になるが、内閣訓令は、もともとが先ほども申したように国語審議

会の建議に基づいて内閣告示とともに発せられているものであるから、今度も当審議会の向らかの積極的なアクションがなければならぬ。それがないと、内閣としては、法律に基づく審議会の建議に基づいて出した訓令なり告示なりを勝手に改めるわけにはいかないと思う。これは行政実務としては当然のことであつて、そういう意味から、当審議会は法務省限りでやつたことの報告だけ聞いて済ませるというわけにはいかない筋合いであると、私は考へている。

碧海委員 先ほどの宇野委員の御説明によれば、法務省では法務省限りでできる、国語審議会には早くいえばテークノートとしてもねばいいといふ考え方であった、という趣旨に理解した。もし、そうであるならば、法務省の見解と真田委員の御見解は食い違つているような印象を受けるが、どうか。

宇野委員 人名用漢字問題懇談会の席では、民事局長が出席していたので、私は民事局長に向かってそういう趣旨のことを言った。それに對して、いや、それは困るという返事はなかった。この懇談会は確か4回開かれたが、私は最後の大事な詰めの時に、出席できなかつたので、そこでどういうやりとりがあつたのか分からぬが…………。

森岡委員 省令でいくよな話を初め民事局でしていたと思う。ところが、実施の段階になって、今、真田委員が説明されたように、省令だけではいかず、内閣告示・訓令が非常に重要な要素になつてきている。

宇野委員 私は法律に疎いので、次の2点について素人にも分かるように説明していただきたいと思う。

戸籍法第50条に「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。」とある。そして、戸籍法施行規則第60条には「戸籍法第50条第2項の常用平易な文字は、左に掲げるるものとする。」とあって、それを受けて①当用漢字表に掲げる漢字、②人名用漢字別表に掲げる漢字、③片かな又は平がな（変体がなを除く。）の三つが挙げられている。

片仮名及び平仮名を使ってよいということは、内閣告示・訓令に關係ない。余りにも当然だからとは思うが、それならば、戸籍法施行規則は内閣告示・訓令と關係なしに決めることができるのではないか、ということが一つである。

それから、もし法律的あんどうな手続が必要だと言うのならば、法務省としては、まず第一に国語審議会に諮問すべきであつたと思う。

それを受けて、国語審議会が主体性をもって「人名用漢字別表」のようなものを審議して文部大臣に答申する、それで内閣に行って内閣告示なり訓令なりになる、それにによって法務省は省令を改正する。少なくともそういう手続をとるべきではないかといふことが一つである。

真田委員 先ほどにも申したように、私は法務省の代弁に來ているわけでも何でもないが、今、宇野委員の御指摘の2点について述べたい。

第1点の、片仮名、平仮名の問題であるが、これは先ほど申し上げた内閣告示・訓令とは全く關係がない。内閣告示・訓令は漢字の使用についての問題であるので、片仮名、平仮名については当審議会とも關係なしに法務省令で決められる。法務省令で決める根拠は、戸籍法第50条で「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。」といっているのに、まさか片仮名、平仮名が使えないものでは困るので、戸籍法施行規則第60条に「3片かな又は平がな（変体がなを除く。）」を付け加えただけである。片仮名、平仮名があるのだから、今度の28字も法務省令でやつてもいいのではないかといふようにはならないことを、御理解願いたいと思う。

第2点の手続問題は、宇野委員の御意見のとおり、もし時間の余裕があれば、この28字の一字一字について国語審議会で今検討中の漢字の字種の選定条件に従って、合っているかどうか審議するのが筋だろうと思う。しかし、民事行政審議会の答申にも「国語審議会における今後の検討をまって対処すること」とあるように、将来における漢字表の扱い方をどうするか、また、人名用漢字についてはどう

うしたらしいか、というような基本的な在り方にについての審議会の機能は留保してあるわけであつて、これらの点については、またいずれ國語審議会で決めればいいと思う。それができるまでの問題として、毎日、市町村の戸籍の窓口でトラブルが起こり、國民の要望が強いといふ実態を踏まえて考えれば、まず当面基本的な国語政策が決まるまでのつなぎとしてこれくらい認めてもいいのではないかといふ氣持ちで法務省はこの案をつくったのであらうと思う。

当審議会としても、國語政策の方向として、もっと制限を強めようとか、現行のような制限をそのまま続けていこうとかいう空気ではないようと思われるで、余り難しいことを言わずに、これくらいの追加は相当であるというふうことを決議できないものだらうかと考える。

下中委員 先ほど昭和26年の「人名用漢字別表」は暫定なものと考えてよいもののかどうかとの話があつたが、当時は恐らく、昔から使われてきた名前を子供に付けたいという強い要望があつて、92字の追加が決まったのではないかと思う。今回のものは、テレビ時代、歌謡曲の流行する時代になって、歌い手とかスターとかの名前を付けたいという要望が出てきて、そういう字が相当入っているように思う。この二つを見て時代の変化を感じる。

それから、國語審議会として店を広げる必要はないという話について、今は、今までのいきさつとして国語審議会が人名用漢字にかかわってきたので、古いものが、店だけは残っているというふうであり、今、店を広げることにはならないと思う。新漢字表ができる時に、國語審議会として人名用漢字をどうするかという問題を明らかにする。新漢字表ができる時に、そのまま繼續するのかといふことは決まるわけである。

また、この28字を増やしても漢字表の審議の邪魔にはならないし、仮に国語審議会が横極的によろしいと言つても、一向に邪魔にはならないだらうと思う。ただ、いずれ國語審議会で決まるから待てと言つ

でもどういうふうに決まるか分からぬわけである。今までのそういう経過があつて、人名用漢字を第2ラウンドとして増やすということになった以上は、余り難しい議論をせずに済むらうということで、いかがと私は思う。

楳委員 今、真田委員の言われたように、国語政策そのものに関連してくるとすると、承っておくとか、あるいは積極的にこれでいいとか、言つていののかどうか疑問に感じる。新聞社の立場で言うと、キーボードに入れる活字の数に制限があるので、制限的にしないといつても実際は制限になつていく。漢字が広がるにしても、ある程度のところでおさめたい。人名用漢字だからといきることを言つていると、一体どういうことになるのか。

現在非常に困るのが地名の問題である。地名で例えれば、岡山の「岡」が「当用漢字表」にないといつので、それ自体でも非常にトラブルになっている。また、人名については、確かに憲法上の人権にかかわる問題があるにはあるが、人名だから地名だから固有名詞だからということで無制限になつては困る。本当に暫定であることが確認されるのなら、妥協して結構であるが……。

あくまで好みの問題であるが、この28字の中でもどうかと思うような字もかなりあるようになつた。國語政策の将来の在り方がある程度固まらないうちに、そういう既成事実をつくっていくことが、果たしていいのかどうか。もう少し慎重に議論してもいいのではないかと思う。

岩淵主査 実は私も法務省の人名用漢字問題懇談会に関係した一人なので、宇野委員から出た話などについて申し上げたいことはあるが、それはひとまずおいておく。

人名用漢字表というものが本来必要なものかどうか、私個人としては大変疑問に思つてゐる。現在決まつてゐる92字も実際に調査してみると、使われていない字が非常に多く；それほど役に立つてないのではないか。人名については、ほかの一般的の言葉と違つて、個人的な

好みが非常に強いとか、時代的な好みが強いとか、あるいは地域的な好みがあるとかいうことで、人名のための漢字を適当に選ぶといふことは不可能に近いのではないか。人名は好みによって付けられるので、今、話が出たよろに人気のある歌い手や女優の芸名などを付けてみたくなるということが非常に多いのであらうと思う。ここに選ばれた28字にしても非常に要望の強いと思われるものを選んだので、少なくとも窓口での要望は現状では8割近く解決されるが、2、3年後にはこんな字は付けたくない、もとほかの字が付けたいということが起ころうと思う。もしそういうことになると、度々変えてければならないということになるので、人名用漢字を決めることはほとんど意味がないと思う。

ところで、今回の法務省の考え方には、差し当たって窓口で非常に要望の強い字を何とかしたいといつて、法務大臣の私的な懇談会をつくり、我々が呼ばれたわけである。そこで、森岡委員の話のようになつた280字ぐらゐのものの中から28字を拾い上げた。これは全体からみると、字の数は少ないが、先ほども言ったように、要望の強いものを選んだので、8割近く要望が満たされるとするということである。この際たくさん字を増やしても、數年たつたらむだになる恐れがあるので、暫定なものとしてとりあえずこの28字だけ付け加えておいたらどうかと考えたわけである。

人名用漢字を今後どうするかという本質的な問題は、先ほど鈴木委員からも話があつたように、国語審議会で十分討議しなければいけないことであつて、法務大臣の私的懇談会ぐらゐのところで論ずることはできない。しかし、我々としては、当用漢字を制限的なものではなくて「目安」であると考えているが、現行の戸籍法では制限的であつて、これに定められた漢字以外のものは名付けられないわけであるから、そういう点を多少緩和する、我々の考えている「目安」というか、幾らかゆとりがあるものにするといふ精神を表すという意味で、

非常に要望の強い28字を取り上げても差し支えないのではないかと考

したがって、この問題はあくまでも暫定なものとして扱い、本質的な問題はこれから大いに国語審議会で議論すべきである。差し当たっての事務的な政策的な問題として処置しておく方がいいのではないかと思う。

戸籍法第50条には「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない」とあるが、戸籍法の公布された昭和22年の段階では、常用平易な文字とは、「當田源吉」に似た漢字であるべきである。

ところが、昭和26年の段階で「人名用漢字別表」が付いたが、この別表に掲げる漢字は常用平易な文字とは言えないと思う。したがって、この第50条は間違っていることになる。「人名用漢字別表」を付けた時に、子の名に限っては常用平易な文字でないものも

今度ってよい、ということになつたわけである。今回、また28字を付け加えると、その中には私にはとても正しく書けないような字が入つてゐるが、これも私は国語審議会委員の一人として、常用平易な文字だと認定したことになる。

私は法律的な整合性ということからいって、戸籍法第50条も変えてもらつて「子の名に限つては常用平易な文字を使う必要はない。ただしこれを定めると、その範囲は左記に定める。」といふようにしなければ、一貫性がないのではないかと思う。人名用漢字は漢字の中でも特殊なものである。

「 という認識を一般国民も国語審議会委員も持たなければならぬ。常用平易ということを拡大解釈して、今回の28字まで取り入れるのは、既に第50条自身が過ちを犯していることになるのではないか。」
要するに、今回、各委員の意見で28字を認めるという場合には、第50条も直してもらう。「子供の名前に限っては常用平易でない文字を使つてもいい。それは名前であるからうか。」
「 ということにしてはいいかがわからない。その範囲はこれである。」

議會委員子供の名前に限ってどんな漢字を使つてもいい、といふことになる」と、実際問題として印刷文化の面で非常な混乱が起つてくるのではないかと思う。今回のものはあくまで暫定的なものであり、新漢字表と関連して、岩淵委員が言われたように人名用漢字は再検討するという条件があるのでならば、国語審議会としてもこの案を認めるべきであると思うが、新漢字表ができた時、戸籍法第50条も変えて、人名には常用平易な文字でなくとも使ってよいといふことにすると、国語政策が混乱しやすくなるからと申す。

千委员 私は鈴木委員と同意見である。そもそも人に名前を付けるということは人権上の大大きな問題があるので、名前に用いる漢字を制限するごとに自体が根本的に間違っていると申し上げたい。内閣告示・訓令とか法令とかに関するいろいろな問題が出てゐるが、今、ここでその問題を取り上げて討議するには、昔の経緯を見直さなければならなくなつた。そこで、暫定的に措置することにするが、今後次から次へ付け加えるようなことにもなつてきて、非常に安易な感じで漢字の幅を広げたり狭めたりするという印象を与えることになります。(がえて)混亂状態

（大）委員 私も法務大臣の私の懇談会に参加した者であるが、人名用漢字については、結局戸籍法が問題になる。ところが法務省では、戸籍法の改正は目下考えない、という民事局長の説明であった。戸籍法の制

限的な考え方を変えることは当面考えない、しかし、国語審議会が当用漢字について新たな考え方を出し、それが決まる段階で戸籍法についても一度議論をしなければならないと思う、と言ったときは了解している。

新しい漢字表が一つの考え方で示される。一方で戸籍法の改正が考えられる、その段階に至るまでが暫定期間である。その暫定期間中のものとして、法務省は子の名に用いる漢字を増やしたいのである。それから、国民の要望とは、実際は、戸籍係の窓口でのトラブルをできるだけ減らして摩擦を少なくすることだと想う。そのためには暫定的に字を増やして幾らかでも緩めておきたいといふ必要がある。このたびの暫定という言葉はそういうように了解している。

私としては、暫定といえども増やすなくてもいいといふ考え方であつたが、この際はこれは要望であると見て、幾らかでも増やしておきたいというのなら、この28字の範囲にどどめておいてほしいということを主張したつもりである。

それから、検討の資料としては、漢字一字一字について戸籍係でトラブルの起きた市町村数を示したものが出された。人名用漢字をもじ換めるとすれば、またいろいろな材料を整えなければならないと思う。だが、急場の暫定的な措置としては、これしか材料がないというようになに考えていいかと思った。私も電話局の名簿であるとかダイレクトメールの名簿とかを見て、その資料を提出したが、それは以下の資料としては余り役に立たない。佐久間英氏が人名用漢字の試案を示したものもあり、そのほか全国連合戸籍事務協議会から要望された字もある。それらを参考にするとしても、資料としては、結局は戸籍係のものしかない。今のところ、増やすとすれば、それにによるべきであるところと考えたわけである。

これまでおき、当面はこれで切り抜けたらよからう、ということになつたものと私は了解している。先ほど岩淵委員が暫定と言われたのは、そういう意味であると私は了解している。

黒羽委員 講論的に言うと、内閣法制局の真田委員が言われるようなことなのではないかと思う。法務省令だけでやれる、国語審議会とは関係がないといふことは、私には少々不可解である。もししそういうような説明が法務省であったのなら、そこで少し議論してほしかったという気がする。

というのは、この問題は、真田委員の話にもあったように広い意味で国の国語政策にかかわってくるものである。法務省でやろうと、文化省でやろうと、国民にとってみれば、どちらでも同じわけであつて、法務省も人名という点では国語政策をやっているわけであろうが、国語審議会は歴史と伝統もあるわけだから、どういう形になるかは別として、当審議会をクリアすることが、常識的であると思う。恐らく大多数の国民もそう考えるのではないかと思う。

しかし、第11期に当用漢字表等の改定の方針を出した際に第12期の任期も残り少なくなつてゐるが、一向に漢字表の検討作業も進んでいない。国語審議会の漢字に対する考え方方が余り進んでいないといふことが一つの問題としてある。それで、法務省もしづびれをきらしたのかもしれない。そういうことをいろいろ含めると、岩淵委員の御意見のように、あくまで暫定的な形でこれを通じておく、別に今日通せといふわけではないが、なるべく早い機会に通して、国語政策を進める国語審議会の姿を 국민に見せておくことが、必要なのではないかと思う。

志田副主任 これは希望であるが、どういう手続になるのか分からぬが、もし追加するなどになると内閣告示、訓令の形をとるとすれば、現在の「人名用漢字別表」は国語審議会の建議でできているわけだから、これを直接改正するという形はほしくないと思う。要

(3) 戸籍法及び戸籍法施行規則(抄)

第六十条 戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

編集注1：昭和56年10月1日付けで「常用漢字表」(内閣告示第1号・内閣訓令第1号)が定められ、昭和21年内閣告示第92号(当川漢字表)、昭和26年内閣告示第1号(人名用漢字別表)及び昭和51年内閣告示第1号(人名用漢字追加表)が施行されたことに伴い、同日に付けて「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号)が発せられ、子の名に付ける文字の簡略化を定めた戸籍法施行規則第80条が改正された。

この時点では戸籍法施行規則の別表第二に掲げられた人名用漢字は168字だったが、その後、平成2年3月11日付けの改正(平成2年4月1日から施行)で118字、平成9年12月3日付けの改正で1字(疏)、平成16年2月23日付けの改正(以上、いずれも公布の日から施行)で3字(匂、流、島)追加され、人名用漢字の合計は290字となった。

さらに、平成16年9月27日付けの改正(公布の日から施行)で、人名用漢字が488字追加されたが、同時に、昭和56年の改正以来、人名用漢字代替字とされてきた206字(常用漢字の旧字体95字、人名用漢字の旧字体10字)が新たに人名用漢字として追加された。この改正によって、現行の人名用漢字の総数は883字(290字+488字+205字)となっている。

戸籍法(抄)

公布：昭和22.12.12 法律第224号
最近改正(第50条関係)：平成11.12.22
法律第160号
原文は新書き。

戸籍法を改正する法律をここに公布する。

第五十条 子の名には、常用平易な文字を用ひなければならない。

② 常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める。

戸籍法施行規則(抄)

制定：昭和22.12.19 司法省令 第94号
最近改正(第60条関係)：平成16.9.27
法務省令 第66号
原文は新書き。

戸籍法施行規則を、次のように定める。

一 常用漢字表(昭和五十六年内閣告示第一号)に掲げる漢字(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。)

二 別表第二に掲げる漢字

三 片仮名又は平仮名(姿体版名を除く。)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第二 漢字の表(第六十条関係)

一 丑 丞 串 乃 之 乎 也 云 亘 互 些 亦
亥 亨 亮 仔 伊 伎 伍 伽 佑 伶 侃
侑 俄 伎 保 例 侶 倭 僥 具 僕 併 健
僅 優 賴 允 穂 鬼 其 暝 冫 治 淹 淩
凜 凜 風 風 凰 凱 函 利 劉 劫 劍 劍
勾 勾 勿 匡 卍 ト 卍 卌 卍 又 敘
叢 叶 只 吾 吞 吻 吕 哉 哨 犬 呉
啻 喧 噴 嘸 嘴 嘉 賧 曽 噴 圃 主 坐
堯 堯 坦 埼 墇 堆 壤 塠 墙 塙
壊 王 夷 奄 奈 垚 套 妖 娅 姦 姦
媛 嫔 孟 宏 宋 宛 岩 宥 寅 寓 罠 尖
尤 肩 岡 峨 嶽 崖 峻 嵐 嵐 嶺 嶺
嚴 巳 巳 巴 巷 翁 巾 帖 幌 幢 庄 庵

稽 機 穩 窪 窪 窪 窪 窪 窪 窪 窪
簷 笙 笙 笙 笙 笙 笙 笙 笙 笙 笙
簾 烏 粥 栗 糊 純 純 純 純 純 純
綺 緜 緜 緜 緜 緜 緜 緜 緜 緜 緜
矜 羨 翱 翠 耀 而 耶 叹 聰 助 肘
着 帰 胡 腋 脖 腔 腎 膏 膽 臥 白
舜 弦 舶 艷 芥 芹 芯 芭 芙 芦 茄
苔 莓 茅 莪 赤 莼 莼 莼 莼 莼 莼
蕙 萍 葛 苦 萍 莞 莹 莹 莹 莹 莹
葍 萍 葱 葫 葵 葵 葵 葵 葵 葵 葵
蓮 莖 莖 莖 莖 莖 莖 莖 莖 莖 莖
薺 薺 薺 薺 薺 薺 薺 薺 薺 薺 薺

裾娑裳換訊訣註詣詢詮詰詭
諺諱誰諒謂謬諦謠讐讀豹貌貢
貼脈赳跨蹠蹠蹴輔輯輿轟辰
辻迂迄辿迪迦這逞逗遙遙遙
遁溯遜遂邑那祁郁鄭酉酌醇
醡醒釀醬采釉釘釜釧鋸錦
錐鑄錫鍋鍵鍔鎗鎗閃閨閨閨
阜阪阿陀隈隙隼雀雁雛零霞
靖匏鞍鞚鞚鞚鞚鞚頌須頓
旗嬪顛颯餅饗馨馴駕駒駒駒
驥魁魯鮎鯉鯽鯽鱗鳩鳩鳩
鴨鴻鴆鵬鶴鷗鷗鷗鷗鷗
麟麟鷇鷇鷇鷇鷇鷇鷇鷇

庚庵廟廻弘弛彌彌彗彥彪彬
徯忽怡恢恰怨悌惟惚悉停惹
惺惣慧憧憐戊或戚戟載托按
拶拭挨拳捉挺挽掬捲捷捺捻
捧掠揷擗搘撤撰撞播撫擢孜
敦斑斐斡斧斯於旦旭旺昂昊
昏昌昧昴晏晃暎晒晉最晦晨
智暉暢曖曙曝曳曾會朋朔杏
杖杜李杭杆枕杷枇柑柴柵柿
柘格枥柏榦柚桧檜采桔桂杼杼
栖桐栗梧梗梓梢榔梯桶櫈櫈
梨梁椅棲椎椋椀楂楚櫈櫈楠
楓榔楊榦樺櫟櫟模櫟櫟櫟

檼 檉 檻 檔 檔 檓 檓 檓 檓 檓 檓 檓
欣 欽 欽 此 殆 豁 昆 穀 汀 汝 汝 汝
汲 沙 汰 汰 沚 沚 洗 洗 洗 洗 洗 洗 洗
淵 淳 淳 淳 淳 淳 淳 淳 淳 淳 淳 淳
滉 潑 潺 潺 潺 潺 潺 潺 潺 潺 潺 潺
焰 焚 焰 焰 焰 焰 焰 焰 焰 焰 焰 焰
燿 爪 燿 爪 燿 爪 燿 爪 燿 爪 燿 爪
猪 獅 狸 玩 珂 珊 珀 玳 琢 琢 琢 琢
瑛 璞 璞 璞 璞 璞 璞 璞 璞 璞 璞 璞
瓢 瓦 瓢 瓠 瓠 瓠 瓠 瓠 瓠 瓠 瓠 瓠
皓 眉 眉 眉 眉 眉 眉 眉 眉 眉 眉 眉
碓 碗 碗 碗 碗 碗 碗 碗 碗 碗 碗 碗
祿 祎 祎 祎 祎 祎 祎 祎 祎 祎 祎 祎

難(難)拜(拜)盃(杯)賣(卖)梅(梅)髮(髮)
 拔(拔)繁(繁)晚(晚)卑(卑)祕(秘)碑(碑)
 賓(賓)敏(敏)富(富)侮(侮)福(福)拂(拂)
 佛(仏)勉(勉)步(步)峯(峰)墨(墨)翻(翻)
 每(每)萬(万)默(默)慙(慙)樂(樂)與(与)
 搖(搖)樣(様)謠(謠)來(来)賴(賴)覽(覽)
 欄(欄)龍(龍)虧(虧)涼(涼)綠(綠)淚(涙)
 量(量)類(類)禮(礼)曆(曆)歷(歷)練(練)
 鍊(鍊)郎(郎)朗(朗)廊(廊)錄(錄)

注 既讀内の漢字は、三書体通行或脚本でよく用いられる漢字であり、当該欄外の漢字とのつながりを示すため、参考書等に記載されたものである。

亞(亞)惡(惡)爲(為)逸(逸)榮(榮)衛(衛)
 謁(謁)圓(圓)緣(緣)園(園)應(應)櫻(櫻)
 奥(奥)橫(橫)溫(溫)價(價)禍(禍)悔(悔)
 海(海)壞(壞)懷(懷)樂(樂)渴(渴)卷(卷)
 陷(陷)寃(寃)漢(漢)氣(氣)祈(祈)器(器)
 偽(偽)戲(戲)虛(虛)峽(峽)狹(狹)響(響)
 曉(曉)勤(勤)謹(謹)駆(駆)勦(勦)薰(薰)
 惠(惠)揭(揭)鷄(鷄)藝(艺)擊(擊)縣(县)
 儉(僉)劍(劍)險(險)圈(圈)檢(檢)顯(顯)
 驗(驗)嚴(嚴)廣(廣)恒(恒)黃(黃)國(国)
 黑(黑)穀(穀)碎(碎)雜(雜)社(社)視(視)
 兒(兒)濕(湿)實(實)社(社)者(者)煮(煮)
 齒(齒)收(收)臭(臭)從(從)灘(灘)獸(獸)

縱(縱)祝(祝)暑(暑)署(署)緒(緒)諸(諸)
 故(故)將(將)祥(祥)涉(涉)燒(燒)獎(獎)
 條(條)狀(狀)乘(乘)淨(淨)剩(剩)疊(疊)
 嫩(嫩)讓(讓)釀(釀)神(神)真(真)寢(寢)
 懈(懈)盡(尽)粹(粹)醉(醉)穗(穗)漬(漬)
 齊(齊)靜(靜)攝(攝)節(節)專(專)戰(戰)
 繖(緖)禪(禪)祖(祖)壯(壯)爭(爭)莊(莊)
 搜(搜)巢(巢)裝(裝)僧(僧)層(層)驕(驕)
 增(增)憎(憎)歲(歲)贈(贈)臟(臟)即(即)
 帶(帶)滯(滯)灌(灌)單(單)嘆(嘆)團(團)
 彈(彈)畫(畫)鑄(鑄)著(著)廳(廳)微(微)
 聰(聰)懲(懲)鑄(鑄)轉(轉)傳(傳)都(都)
 嶺(嶺)燈(灯)盜(盜)稻(稻)種(種)德(德)突(突)